

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第 61号）（文化市民局地域自治推進室）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、通知カードの交付等に関する事務が廃止されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第61号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第6中	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この表において「法」という。）第7条第1項の規定に基づき交付を受けた通知カードの再交付	500	円	を
	法第17条第1項の規定に基づき交付を受けた個人番号カードの再交付	800		

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定に基づき交付を受けた個人番号カードの再交付	800円	に改める。
--	------	-------

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)